

B 詳細情報 触・布達類年表(大分県)

No	遊所名	年号	西暦	布達番号	史料タイトル	内容	出典	史料No	備考
1		明治5年10月22日	18721022		遊女芸妓員数取調ノ達シ	「芸妓解放ノ達シ」布達に先立つ調査(県史、p430)	『縣治概畧 その2』、大分県公文書館		M4.8まで：日田県・府内県ほか全10県
2		明治5年11月15日	18721115		芸妓解放ノ達シ		『縣治概畧 その2』、大分県公文書館		M.4.11：大分県・小倉県(下野郡・宇佐郡)
3		明治8年7月以降?	18750700?		貸座敷并寄留宿及芸妓規則	正確な布達年月日・内容未詳(県史近代編、p432)	『警察史』にも言及あり		時期未詳だが明治8年7月以前、下ノ江・佐賀関に女工所が設置される(『大分県史』近代編)。明治8・9年下ノ江・佐賀関業者による「貸席及ビ自稼之芸妓渡世向盟約定款」あり。内容は解放令の精神に従うことを基本に、芸妓員数を増さず正業に라도努力をすることを明示。さらに芸妓を貸席その関連業者方に寄留することを禁じている。なお布達年月日不明の「貸座敷并寄留宿及芸妓規則」は明治8年定款を受けた内容と推測されている。/「女工所規則」は貸席業者と自稼芸妓の盟約(『大分県史』近代編)
4		明治9年2月28日	18760228	警布第12号	売淫罰則				M9.4：小倉県の下野郡・宇佐郡が福岡県に編入時期未詳だが明治8年前後、別府・浜脇合同の女紅場が松原の岡医師宅に設置される(『大分県史』近代編)。明治10年、別府「女工場定規」草案。用務所で制定し、県の認可を受けている(『大分県史』近代編)。
5		明治11年11月14日	18781114	警布第13号	貸座敷及芸妓取締規則	免許地以外での貸座敷営業を禁じ、営業者は月2円の賦金を上納することを義務づけ。免許地は別府港・浜脇村市街・関港・下ノ江港の4ヶ所。明治8年下ノ江・佐賀関定款に定められ、またおそらく「貸座敷并寄留宿及芸妓規則」にもうたわれたはずの「芸妓における貸座敷その他類似業者への寄留禁止」が解かれ、困り込みが始まる(大分県史近代編)。	『警察史』		M9.8：下野郡・宇佐郡が大分県に編入明治11年6月、別府・浜脇、下ノ江、佐賀関計3ヶ所の女工場は変則女学校に改称(『大分県史』近代編)。女工場関係史料より、下ノ江では芸妓を兼ねる者通例的にあり(『大分県史』近代編)。
6		明治11年?7月	1878?0700	警布第16号	芸妓規則中改訂布達	明治11年警布第13号布達のうち鑑札料の一項を削除し、賦金を定める(貸席：一ヶ月2円50銭、芸妓：同3円、娼妓：同1円50銭)。	『縣治概畧 24』、大分県公文書館		
7		明治12年?5月2日	1879?0502	警布第6号	布達中改正ノ件	明治11年警布第13号布達のうち「貸座敷」を「貸席」に改め、並びに芸妓規則第10条と娼妓規則第11条「他二宿泊スル」の六字を「免許地外ニ出ル」の七字に改訂。	『縣治概畧 24』、大分県公文書館		

8	明治 12年	18790000		娼妓取締規 則(?)改 訂	「他ヨリ出稼ノ者」の寄留先を貸座敷のみに限定。 娼妓の囲い込み始まる(大分県史近代編)。			M9.8以降:現大分県域に同じ 群馬県では明治15年県会を中心に娼妓廃止論盛 んに
9	明治 18年 4月 27日	18850427	甲第 14号	貸座敷及娼 妓取締規則	免許地は明治11年許可の4ヶ所に大分港を加えて5ヶ 所となる。この改正時から娼妓は許可地外への外出 禁止か(県史,p427)。また業者間の選挙による頭取 制開始。これは「賦金納入・嘆願書の連署人として 力をもった」(県史,p433)。なお「賦金は県によっ ては貸座敷業者のみから徴収しているが、大分県の 場合、業者二円五〇銭と比較的安く、圧倒的に娼妓 が高い」「大分県の取締規則は公娼制確立のメルク マールとされる三十三年の内務省制定の「娼妓取締 規則」よりもなお酷薄である」とも(県史,p433)。	『警 察史』		明治17年大分かんたん港完成(『大分市史 下』)。
10	明治 18年 5月	18850500	甲第 31号	芸妓取締規 則				
11	明治 18年 5月 15日	18850515	県衛 梅第9 号達	娼妓徴毒検 査規則	娼妓の検徴を実施。			
12	明治 20年 1月 15日	18870115		〔改正〕貸 座敷及娼妓 取締規則				
13	明治 23年 3月	18900300	甲第 29号	芸妓取締規 則		『大 分県罰 令類 纂』 (明治 26年)		群馬県では明治22年県会に廃娼案可決。同年の 大分県では、芸妓税値上げと芸妓の法延年齢引き 下げを修正案として提出(『大分県通常会日誌 附 臨時会日誌下』,明治21年 県史,p.436)。
14	明治 25年 4月	18920400	甲第 29号	貸座敷及娼 妓取締規則	娼妓は貸座敷無内に居住するよう定める(免許区 域内に在籍もしくは寄留の場合を除く)。娼妓が芸 妓の鑑札を取って営業することは可。貸座敷は一区 画ごとに規約を定めて差し出すことを定める。	『大 分県罰 令類 纂』 (明治 26年)		明治25年制定県令甲第30号「貸座敷及娼妓賦金 賦課徴収規則」:ここで定めた一ヶ月あたり貸座 敷金2円50銭、娼妓1円50銭を同29年に改訂しそ れぞれ3円・2円に値上げ。32年には貸座敷一ヶ月 4円に値上げ(『大分県報』などより)。

15		明治 33年 10月 31日	19001031	県令 第42 号	貸座敷取締 規則	貸座敷の建築についても規定あり（三階建以上禁止 など）。			『大分 県報』 (明治 33年)	明治33年、熊本二本木の東雲楼遊廓で娼妓70名 中50名が自由廃業。同年2月23日に函館の娼妓・ 坂井フタが三年にわたる法廷闘争の結果、大審院 判決によって自由廃業を実現したのがきっかけ (県史, p.435)。
16		明治 33年 10月 31日	19001031	県令 第43 号	娼妓取締規 則	貸座敷営業地以外への娼妓の居住禁止。			『大分 県報』 (明治 33年)	全国統一の内務省令第44号はこの前日に公布。 この前に県令第21号として明治25年規則に定め た娼妓の年齢を改訂し18歳未満の者の就業を禁じ ている(『大分県報』)。 また県令第47号として貸座敷及娼妓賦金徴収規則 を制定し貸座敷月5円、娼妓3円と定める。 このあたりの時期については、いつどの令規が 禁止されたかについてを照合する作業の必要あ り。
17		明治 34年 8月9 日	19010809	県令 第40 号	〔改正〕娼 妓取締規則					
18		明治 41年 9月 21日	19080921	県令 第66 号	〔改正〕娼 妓取締細則					明治42年6月：佐賀関 芸妓組合設立(『佐賀 関町史』)
19		大正3 年1月 15日	19140115	県令 第5号	〔改正〕娼 妓取締細則					
20		大正3 年1月 20日	19140120	県令 第7号	〔改正〕貸 座敷取締規 則					
21		大正 12年 11月 28日	19231128	県令 第66 号	〔改正〕芸 妓営業取締 規則				『縣治 概要 その2』, 大分県 公文書 館	大正13年3月：佐賀関 貸座敷組合設立(『佐 賀関町史』)

22	大正 12年 12月 2日	19231202	県令 第67 号	芸妓置屋営 業取締規則		『縣治 概畧 そ の2』、 大分県 公文書 館	
23	昭和2 年8月 13日	19270813	告示 第 298 号	貸座敷免許 地指定	佐賀関町（字関）における貸座敷免許地域の指定。 図面あり。		指定地は大字関2232-88, 97, 2232-4, 2232-100, 2232-14, 16, 2232-18, 2232-19, 2232-66, 2232- 44, 2232-35, 37, 2232-59, 2232-39, 41, 2232-22, 2232-47, 2232-12, 2243-1, 2243-2
24	昭和8 年2月 10日	19330210	県令 第6号	〔改正〕貸 座敷取締規 則			
25	昭和8 年6月 13日	19330613	県令 第26 号	〔改正〕芸 妓取締細則			
26	昭和8 年9月 29日	19330929	県令 第45 号	〔改正〕芸 妓営業取締 規則	14歳未満の者の芸妓営業を禁止。		

【備考】大分県公文書の保存状況について

大分市内の火災・戦災により、戦前公文書の多くは焼失。さらに数度にわたる県庁の移転時にも破棄されている。現在、明治～大正期の公文書簿冊は全部で1000点ほどしか残らない（130509公文書館談）。

原本だけでなく布達集や統計などの編纂資料類からの調査も必要か。

M4-9の間の小倉県に関する文書について：大分県公文書館では簿冊の所蔵なし（仮にあるとすれば福岡県郷土資料館カ）。

M4以前の群小県に関する文書について：全域がのち大分県になった日田県に関するものでも、公文書館では簿冊1冊を所蔵するのみ。他県のものも見つからない（岡県に対して提出された外出許可申請などがふすまの下張りから見つかっている程度）。大分県にはほとんど引き継がれなかったか廃棄されたものとみられる。なお今回の調査内容に関しては該当文書なし。